

学校法人昭和学院役員報酬規程

第1条 この規程は学校法人昭和学院（以下法人という）の役員報酬及び手当につき、必要事項を定めるものとする。

第2条 この規程で役員とは、学校法人昭和学院寄附行為の定める理事及び監事をいう。

第3条 法人役員には報酬及び退職金を支給しない。

第4条 法人役員の手当は次のとおりとする。但し、この法人が設置する学校に勤務する職員を兼ねる役員は除く。

手当 会議1回につき 20,000円
旅費 昭和学院旅費規程によるものとする。

第5条 法人評議員手当については前条を適用する。

第6条 理事で評議員を兼ねる場合、理事会及び評議員会が同一の日で開催され、双方に出席したとき、評議員手当は支給されない。

附 則 この規程は昭和44年4月1日より実施する。

附 則 この規程は昭和50年4月1日より実施する。

附 則 この規程は昭和56年4月1日より実施する。

附 則 この規程は平成 2年4月1日より実施する。

附 則 この規程は平成15年4月1日より実施する。

附 則 この規程は平成18年4月1日より実施する。

附 則 この規程は平成30年7月1日より実施する。